

# 提言資料集

(注) 本資料中、データ等の出典については以下の略称を用いている

出典	略称
令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の役割と設置促進に関する調査」質問紙調査結果（事業所票）	R7看多機等調査（事業所票）
同・（利用者個票）	R7看多機等調査（個票）
同・（家族票）	R7看多機等調査（家族票）
同・（市町村票）	R7看多機等調査（市町村票）
同・（都道府県票）	R7看多機等調査（都道府県票）
令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の役割と設置促進に関する調査」ヒアリング調査結果	R7看多機等調査（ヒアリング結果）
介護サービス情報公表システム データ（2025年9月時点）分析結果	オープンデータ分析結果

2026年3月

公益社団法人日本看護協会

# 提言① 国による看多機の設置推進・整備

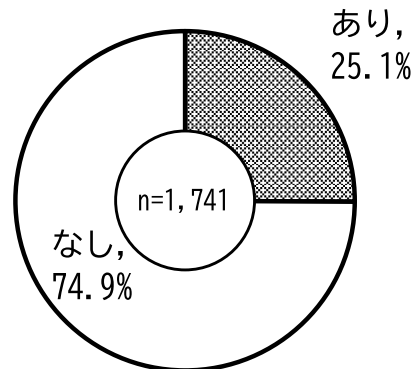
## 提言内容

- 国は、看多機の設置推進に向けて、以下に取り組む必要がある。
  - ✓ 看多機の整備目標の考え方を整理している自治体の例等も参考に、自治体内において看多機の整備の在り方を検討できるよう、本事業の成果を都道府県・市町村へ周知を図る
  - ✓ 看多機が医療機関を退院後の重要な受け皿となっていることを踏まえ、退院時に看多機を選択肢に含む退院調整が可能となるよう、看多機の設置推進・周知を行うとともに、市町村間の事前同意に係る様式の提示等の手続き簡略化の工夫により、円滑・迅速な区域外利用を実現する方策を検討する

## 根拠

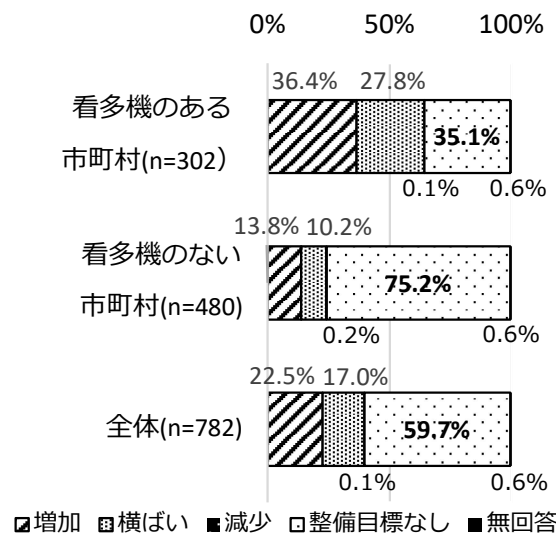
- 看多機の事業所数は全国で約1,100か所で、看多機のある市町村は約25%

<市町村の看多機有無>



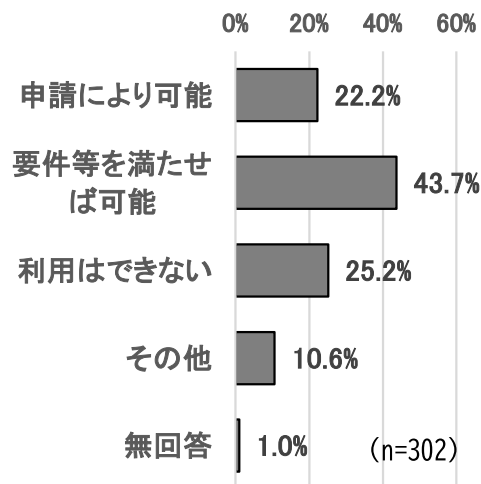
- 第9期介護保険事業計画（2026年度）で看多機の「整備目標なし」の市町村が約60%（看多機のない市町村では約75%）

<第9期介護保険事業計画における看多機の整備目標>



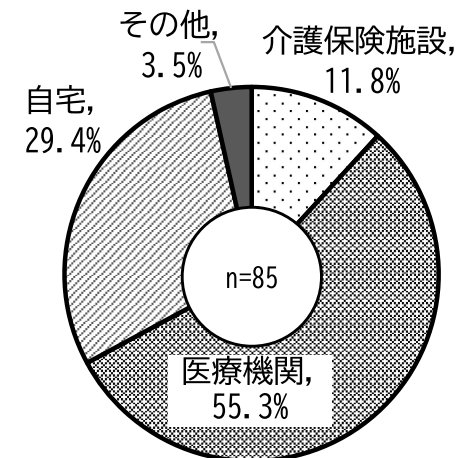
- 看多機のある市町村のうち、区域外利用可能な市町村は約66%。区域外利用開始までの所要日数は平均23.5日（中央値14.0日）

<看多機の区域外利用の可否>



- 看多機利用開始前の居場所は「医療機関」が約55%で最も多かった。

<看多機利用開始前の居場所>



# 提言② 自治体・国による看多機の円滑な整備・事業者確保に対する支援

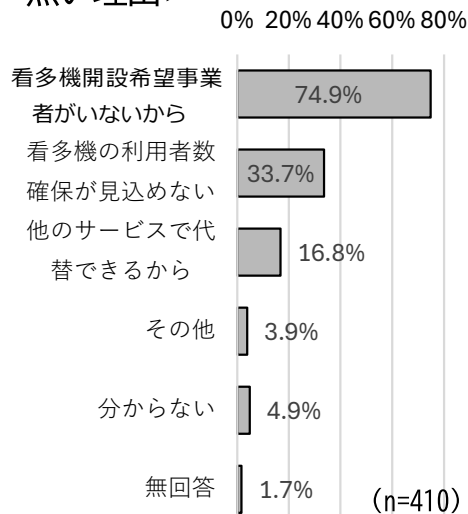
## 提言内容

- 自治体（都道府県・市町村等）は、看多機の円滑な整備・事業者確保に向けて、ナースセンターや福祉人材センター等の関係機関とも連携を図りながら、以下に取り組む必要がある。
  - ✓ 看多機の人材確保の困難を踏まえて、医療・介護分野の関係者に対して看多機の周知及び看多機の業務を経験できる機会・仕組みを確保して、潜在看護師や他領域からの転職希望者等の就業につなげる
  - ✓ 事業者の採算性を考慮し、基金事業の拡充や独自事業等により、可能な限りの支援（補助金・土地取得支援などの金銭的な支援、病院等との連携強化などの支援等）を行う
- 併せて、国は報酬の見直し策等を検討する必要がある。

## 根拠

- 看多機普及に向けては、看多機開設希望事業者確保が課題

### <市町村に看多機整備計画が無い理由>

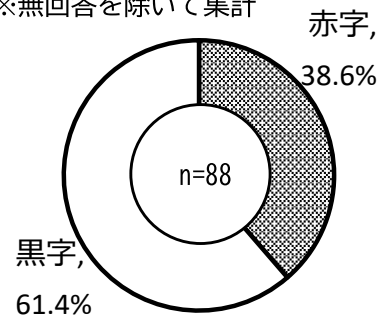


【出典】R7看多機等調査（市町村票）

- 赤字の看多機が38.6%（国の調査でも同程度）

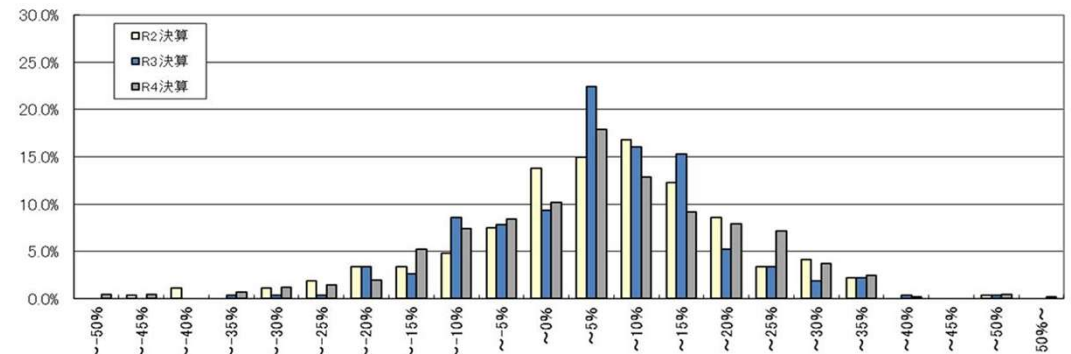
### <看多機の収支差率>

※無回答を除いて集計



【出典】R7看多機等調査（事業所票）

看護小規模多機能型居宅介護収支差率分布



【出典】令和5年介護事業経営実態調査結果（厚生労働省）



- 人材（看護職・介護職）の確保が困難
- 行政の会議（地域ケア会議で事例発表、介護事業者の連絡会に参加等）の機会がある
- 病院との地域連携会議に参加し、地域の困りごと等を話し合っている



- 看多機等への業務委託（例：地域支援コーディネータ配置）や看多機を含む介護保険事業者への独自補助（例：家賃支援）を実施

【出典】R7看多機等調査（ヒアリング結果）

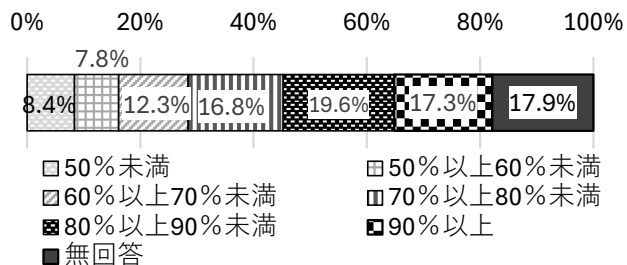
## 提言内容

- 自治体（都道府県・市町村等）は、看多機の安定的経営に向け、利用者を継続的に確保できるよう、以下に取り組む必要がある。
  - ✓看多機と、地域の主要な医療機関や訪問看護、介護支援専門員等との有機的な連携体制を構築する（病院の退院調整会議に早期から看多機が関与し、円滑な退院支援を行う等）
  - ✓看多機の利用者は医療ニーズを有する中重度の要介護者であり、一時的な入院や死亡等により利用者の変動が生じやすいことを踏まえ、区域外利用の推進や地域課題に対応した事業の委託等、看多機の活用を検討する
- 併せて、国は、看多機の安定的な経営に資するよう、以下の報酬の見直し策を検討する必要がある。
  - ✓専門性の高い看護師がいても専門管理加算の算定がない事業所が多いことを踏まえ、加算を算定できない理由を含む実態調査等に基づく加算の算定要件の見直し等
  - ✓人工呼吸器管理や気管切開ケアを伴うなど、通いの時間中又は送迎中に手厚いケア・管理が必要な利用者に対応する事業所を支援するための新たな加算等創設

## 根拠

- 登録定員に占める登録者数の割合が80%以上である事業者は約37%

### <登録者割合の分布 (n=179)>

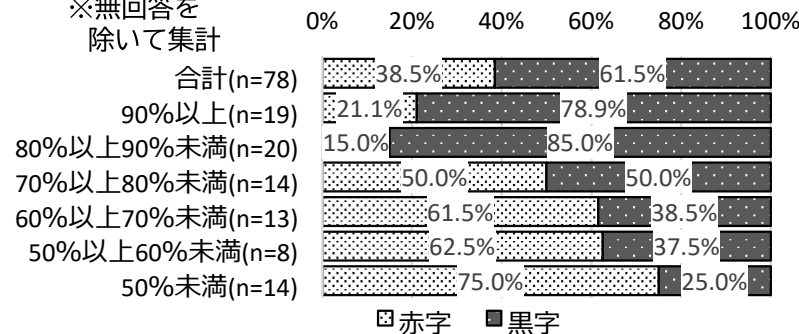


【出典】R7看多機等調査（事業所票）

- 登録者割合が低いと赤字割合が増える傾向

### <登録者割合別 看多機収支差率>

※無回答を除いて集計

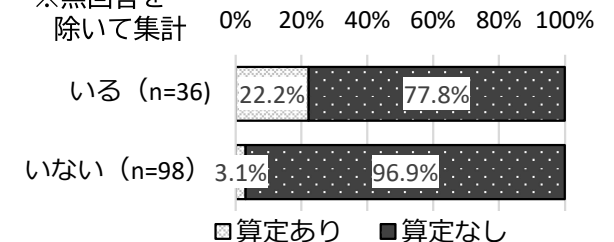


【出典】R7看多機等調査（事業所票）

- 専門性の高い看護師がいても約8割の事業所で専門管理加算の算定なし

### <専門性の高い看護師の有無別 専門管理加算の算定状況>

※無回答を除いて集計



【出典】R7看多機等調査（事業所票）



- 看多機本体は赤字で、訪問看護や有料老人ホーム等他事業の収益で補填
- 病院の退院支援部門の理解促進が必要
- 行政の会議や病院との地域連携会議に参加（再掲）



- 独自財政により看多機整備補助（加算）や初期運営経費補助（例：赤字分の補填）を実施

【出典】R7看多機等調査（ヒアリング結果）

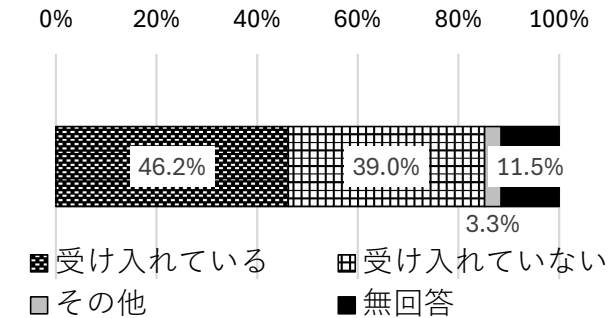
## 提言内容

■国は、看多機の短期利用（緊急ショートステイ）が、地域で重要な役割を果たしている現状を踏まえて、短期利用に係る課題を解決し、活用を促進する方策として、短期利用に係る報酬を充実したり、宿泊定員の標準基準自体を変更する等の対応を検討する必要がある。

## 根拠

- 短期利用の受入れがある事業所が約5割、無い事業所が約4割

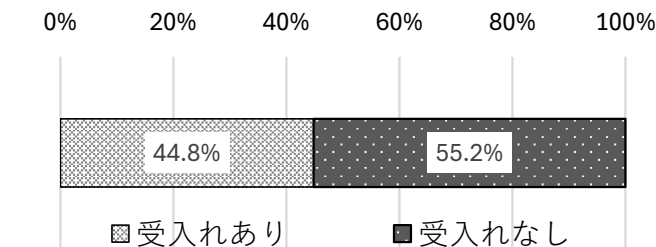
<短期利用受入れ状況 (n=182) >



【出典】R7看多機等調査（事業所票）

- 全国のデータでも概ね同様の傾向

<短期利用受入れ状況 (n=1,074) >

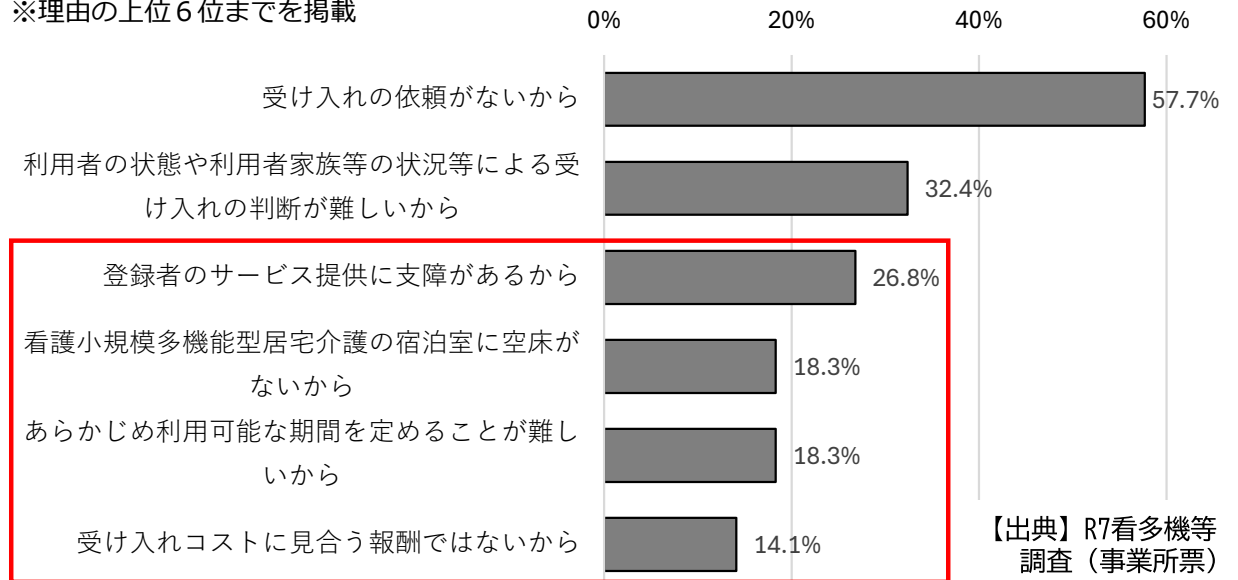


【出典】オープンデータ分析結果


- 受け入れていない理由としては、不十分な体制又は環境（登録者のサービス提供に支障）やベッド数の不足の問題（宿泊室に空床がない、利用可能な期間を定めることが難しい）、報酬の問題（受け入れコストに見合う報酬ではない）が一定あった

<短期利用を受け入れていない理由> (n=71)

※理由の上位6位までを掲載



【出典】R7看多機等調査（事業所票）



- ケアマネの依頼に応じて、医療ニーズの高い方や認知症の症状の重度の方等、急を要する、他に受け入れ先の無い方を、時に夜間配置を増やして受け入れている

【出典】R7看多機等調査（ヒアリング結果）

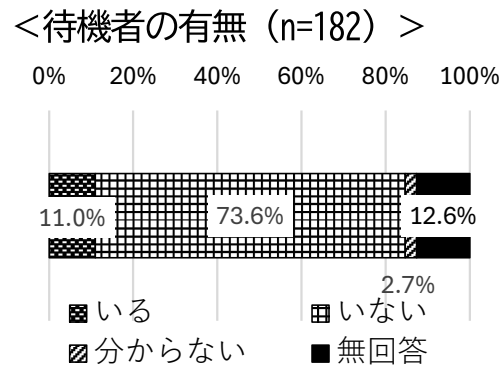
# 提言⑤ 国・自治体による看多機の定員数見直しに向けた対応の検討

## 提言内容

- 国は、待機者がいる看多機が全体の11%・平均4.9人（中央値3.0人）であったことや、待機者がいる事業所の40%が泊り定員の拡大又は撤廃が必要と回答したことを踏まえ、地域ニーズにより対応すべく、定員の拡大又は撤廃が必要と考える背景（重度な利用者への対応、待機者の人数、併設施設の種類等）に関する更なる実態把握（分析・ヒアリング等）を踏まえた対応が必要である。
- 併せて、自治体（都道府県・市町村等）でも、地域特性や事業所の利用者の特性に応じた定員数を事業所と連携し、検討することが必要である。

## 根拠

- 待機者がいる看多機は11.0%（いる場合の人数は平均4.9人）

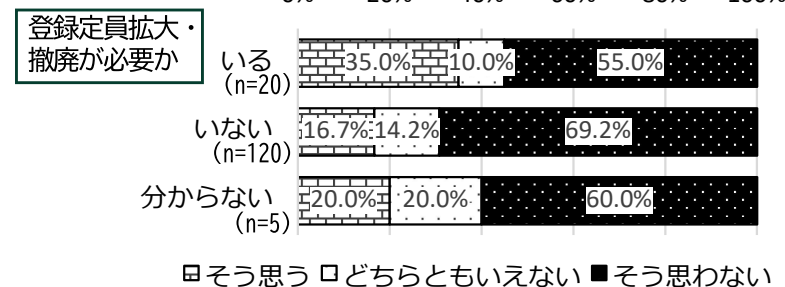
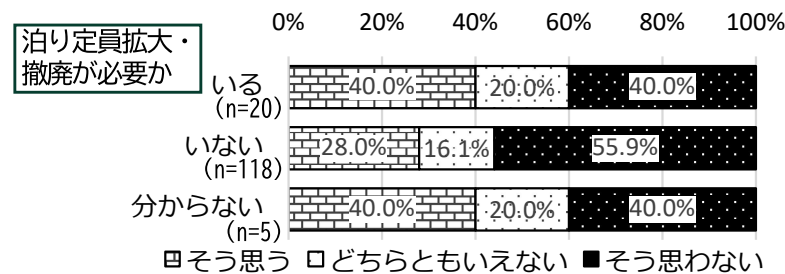


【出典】 R7看多機等調査（事業所票）

- 待機者がいる場合、約40%の看多機が泊り定員の「拡大又は撤廃」が必要と考えており、待機者がいない場合の約28%を上回った。

<待機者の有無別 定員の拡大・撤廃への考え>

※無回答を除いて集計



【出典】 R7看多機等調査（事業所票）

- 看多機の定員数は標準基準であり、自治体ごとに条例で異なる内容を定めることが可能であるところ、以下のように定員を拡大している事例（1事業所）があった（特例による）。

登録定員（通常29人まで）⇒32人に拡大  
 通い定員（通常18人まで）⇒19人に拡大  
 泊り定員（通常 9人まで）⇒10人に拡大

【出典】 オープンデータ分析結果

# 提言⑥ 自治体・国による看多機の区域外利用・広域利用の推進

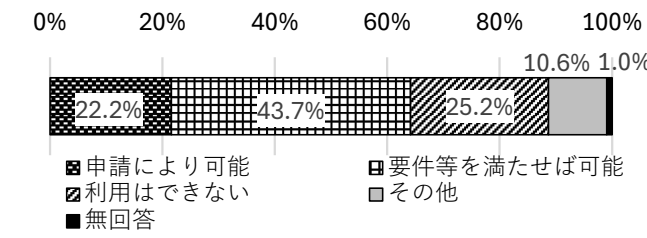
## 提言内容

- 看多機開設事業者の確保が困難な自治体が多い中、隣接自治体の住民が看多機を利用可能となるよう、自治体（都道府県・市町村等）においては、隣接する自治体と相互に看多機の利用を可能とするための仕組みとして、区域外利用の自治体間の事前同意等の推進が必要である。
- 併せて国においては、以下について制度的な検討が必要である。
  - ✓ 看多機は医療サービスと関わりが深いことを踏まえた広域的な整備（居宅サービスにも位置付ける等）
  - ✓ 隣接自治体間での円滑な看多機利用に向けた事前同意の手続き円滑化（例：様式簡素化）

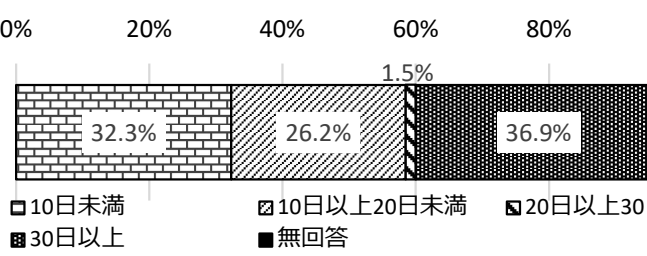
## 根拠

- 区域外利用が可能な市町村は約7割。区域外利用相談から利用開始までの日数は平均23.5日で、「30日以上」の回答も約4割あった。

<看多機のある市町村における区域外利用の可否 (n=302) >



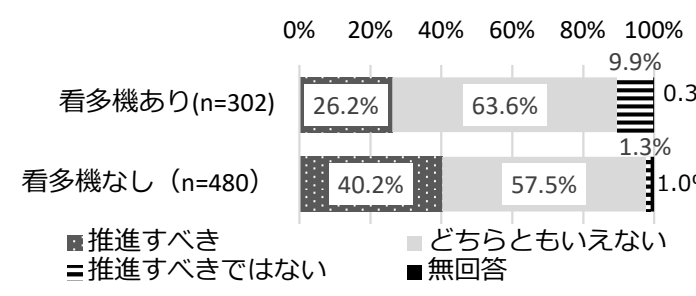
<区域外利用開始までの日数 (n=65) >



【出典】R7看多機等調査（市町村票）

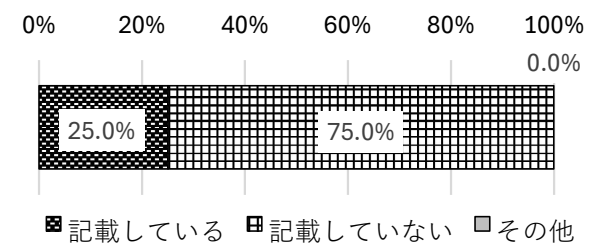
- 看多機を地域密着型サービスに加えて、居宅サービスにも位置付けることに、看多機あり市町村の約26%、ない市町村の約40%が推進すべきと回答した。

<看多機有無別の居宅サービス化への考え>



【出典】R7看多機等調査（市町村票）

- 第9期介護保険事業支援計画に「市町村が行う地域密着型サービスの広域利用の調整に関する支援」（任意的記載事項）を記載している都道府県は25%。



【出典】R7看多機等調査（都道府県票）

**看多機**

- 区域外利用の申請から利用まで1か月かかると、その間に亡くなる場合もある
- 地域密着ではなく生活密着であることが必要

**自治体**

- 利用希望があった場合、利用者の自宅と事業所の距離等の確認、決裁等に一定の時間を要する

【出典】R7看多機等調査（ヒアリング結果）

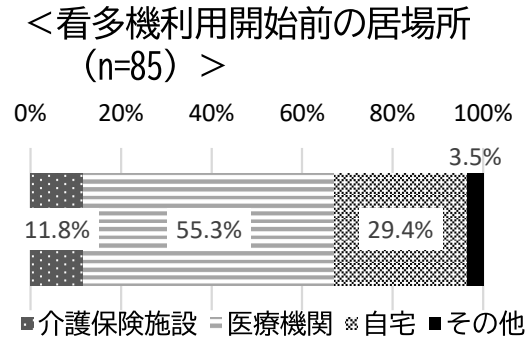
# 提言⑦ 国による退院直後の看多機利用に係る制度見直し

## 提言内容

- 30日ルール（※）を意識して、退院後直接の看多機利用ではなく一度自宅を経由したり、又は直接看多機で受け入れる代わりに泊り時の医療保険の訪問看護の請求をしないことを選択している事業者が一定数ある。  
（※）「泊まり」利用前30日以内に自宅への訪問看護の実施がない場合、「泊まり」時の看護ケアについて医療保険の訪問看護療養費を算定できない
- 国はこうした状況を踏まえて、今後、退院直後の利用者像・ニーズ、対応の状況をより具体的に把握したうえで、利用者の状況等に応じて、自宅を経由せずとも、直接看多機に退院し、看多機を経て在宅復帰することを円滑に実施できるよう、制度の見直し等を図る必要がある。

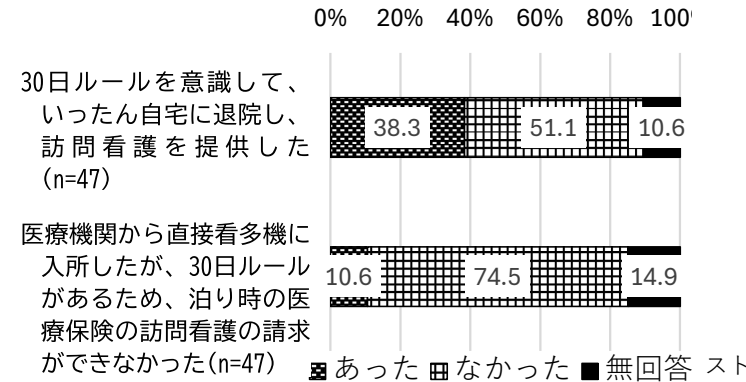
## 根拠

- 利用者の看多機利用開始前の居場所は「医療機関」が55.3%で最多



【出典】R7看多機等調査（個票）

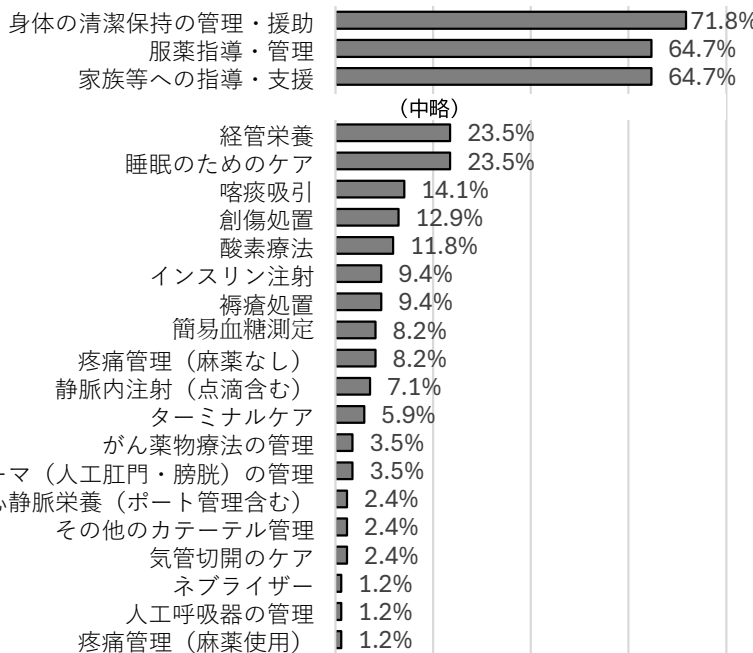
- 利用開始前の居場所が医療機関の方を30日ルールを意識して、いったん自宅に退院し、訪問看護を提供したのは38.3%。
- 医療機関から直接看多機に入所したが、30日ルールにより泊り時の医療保険の訪問看護の請求ができなかった事業所は10.6%。



【出典】R7看多機等調査（個票）

- 看多機は退院直後の不安定な時期を支えることのできるサービス

<看多機で提供したケアの内容（複数回答） (n=85) >



【出典】R7看多機等調査（個票）

# 提言⑧ 国・自治体による看多機における共生型サービスの推進

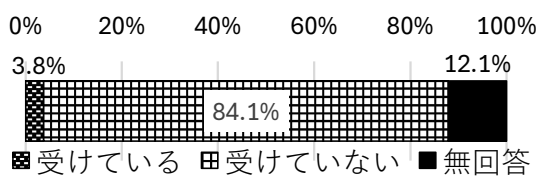
## 提言内容

- 医療ニーズの高い障害児（者）の通い・泊りに対応できる障害・福祉サービス事業所が限られるなか、共生型サービス普及が期待される現状を踏まえ、国又は自治体（都道府県・市町村等）では既に取り組んでいる看多機の事例の共有や共生型を担う人材育成の強化が必要なほか、国においては以下の取り組みも必要である。
  - ✓ 共生型の指定申請のハードルを下げるためにも、2つの制度（介護保険サービスと障害・福祉サービス）間の指定や基準を可能な限り共通化する
  - ✓ 看多機事業所で、職員配置が居宅介護と同等の整備がされている事業所が多いことに着目し、制度の見直し（訪問介護等を共生型サービスの対象にする）を検討する

## 根拠

● 共生型の指定を受けている看多機は3.8%。

<共生型指定の有無 (n=182) >



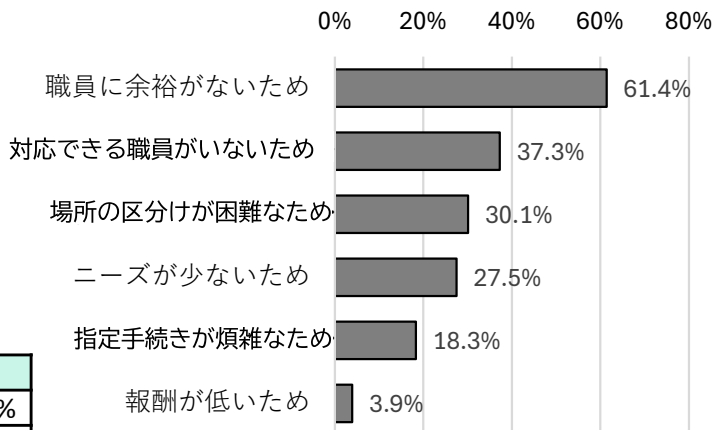
【出典】R7看多機等調査（事業所票）  
 （参考）全国データ：高齢者の方と障害者の方が同時一体的に利用できるサービス：障害福祉サービスの指定状況

	件数	割合
あり	79	7.4%
うち共生型	34	3.2%
基準該当	14	1.3%
通常の指定	31	2.9%
なし	537	50.0%
無回答	458	42.6%
計	1,074	100.0%

【出典】オープンデータ分析結果

● 共生型の指定を受けていない理由は、職員の人数・対応力の問題が最も大きく、また手順の煩雑さも大きな要因。

<共生型指定を受けていない理由 (n=153) >




【出典】R7看多機等調査（事業所票）

● サービス提供責任者、訪問介護員がいる事業所割合は、順に約57%、約71%。いる場合の平均人数は順に5.5人、8.4人

<訪問介護を担う職員の中の資格・研修要件を満たす職員の状況 (n=182) >

	「あり」の件数	割合	「あり」の場合の平均人数
サービス提供責任者	103	56.6%	5.5人
訪問介護員	129	70.9%	8.4人

【出典】R7看多機等調査（事業所票）



● 共生型サービス整備の誘導・推進のため、共生型サービスの指定を公募時の加点要件としている。

【出典】R7看多機等調査（ヒアリング結果）

## 提言内容

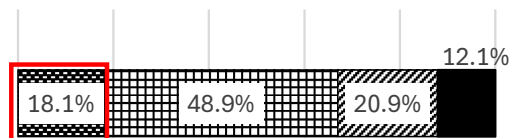
- 現行制度上、は看多機を利用対象外となっている方について、約18%の事業所が利用ニーズを把握している。かつ在宅療養支援事業として当該ニーズに一部対応している市町村が約22%ある（うち一部では通い・泊りニーズにも対応）。
- こうした現状を踏まえ、国においては、40歳未満の療養者や40歳以上で特定疾病に該当しない方の、在宅での療養を支援するため、先進的に取り組んでいる自治体の情報収集等を踏まえて、居住自治体によらず普遍的に必要なサービスを受けられるよう、制度的対応を図る必要がある。

## 根拠

- 制度対象外の方の看多機利用ニーズ

<制度上は看多機の利用対象外だが、利用できるとよいと思われる利用者の有無 (n=182)>

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ いる ■ いない ■ 分からない ■ 無回答

【出典】 R7看多機等調査（事業所票）

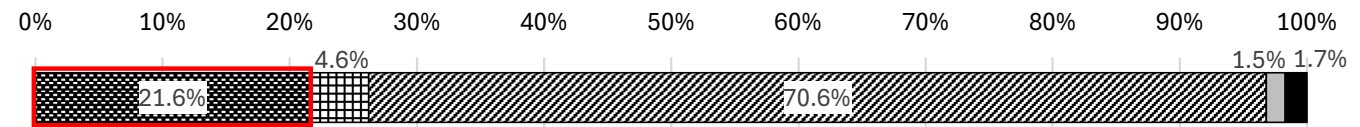


- 併設訪問看利用の若年者にニーズがあり、今後は自費利用も視野に受け入れを検討。医療保険の訪問看護の報酬や自治体からの補助金があれば対応可能。

【出典】 R7看多機等調査（ヒアリング結果）

- 市町村事業で40歳未満のがんターミナルの方の在宅療養支援事業を実施しているのは約22%。うち通い・泊りサービスを実施しているとの回答も1.5%（3市町村）あった。

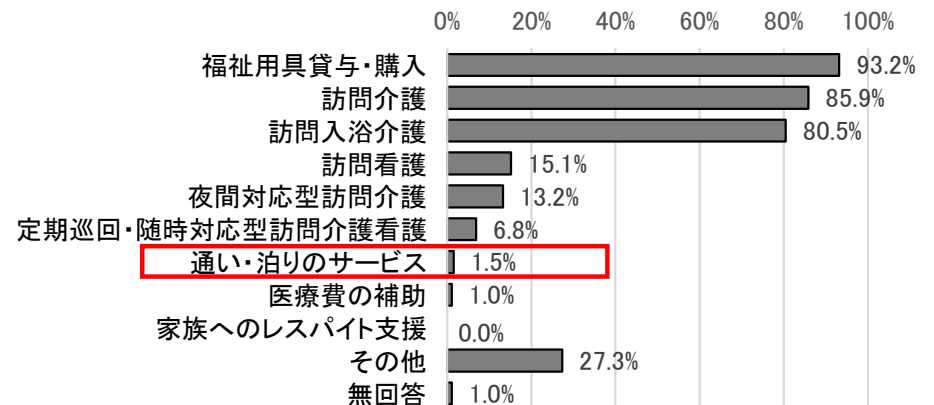
<40歳未満のがんターミナルの方の在宅療養を支援する事業の実施 (n=782)>



■ 市町村事業として実施している  
 ■ 市町村事業としては実施していないが、都道府県が実施している  
 ■ 実施していない  
 ■ その他  
 ■ 無回答

【出典】 R7看多機等調査（市町村票）

<事業を実施している場合の助成対象事業 (n=205)>



【出典】 R7看多機等調査（市町村票）

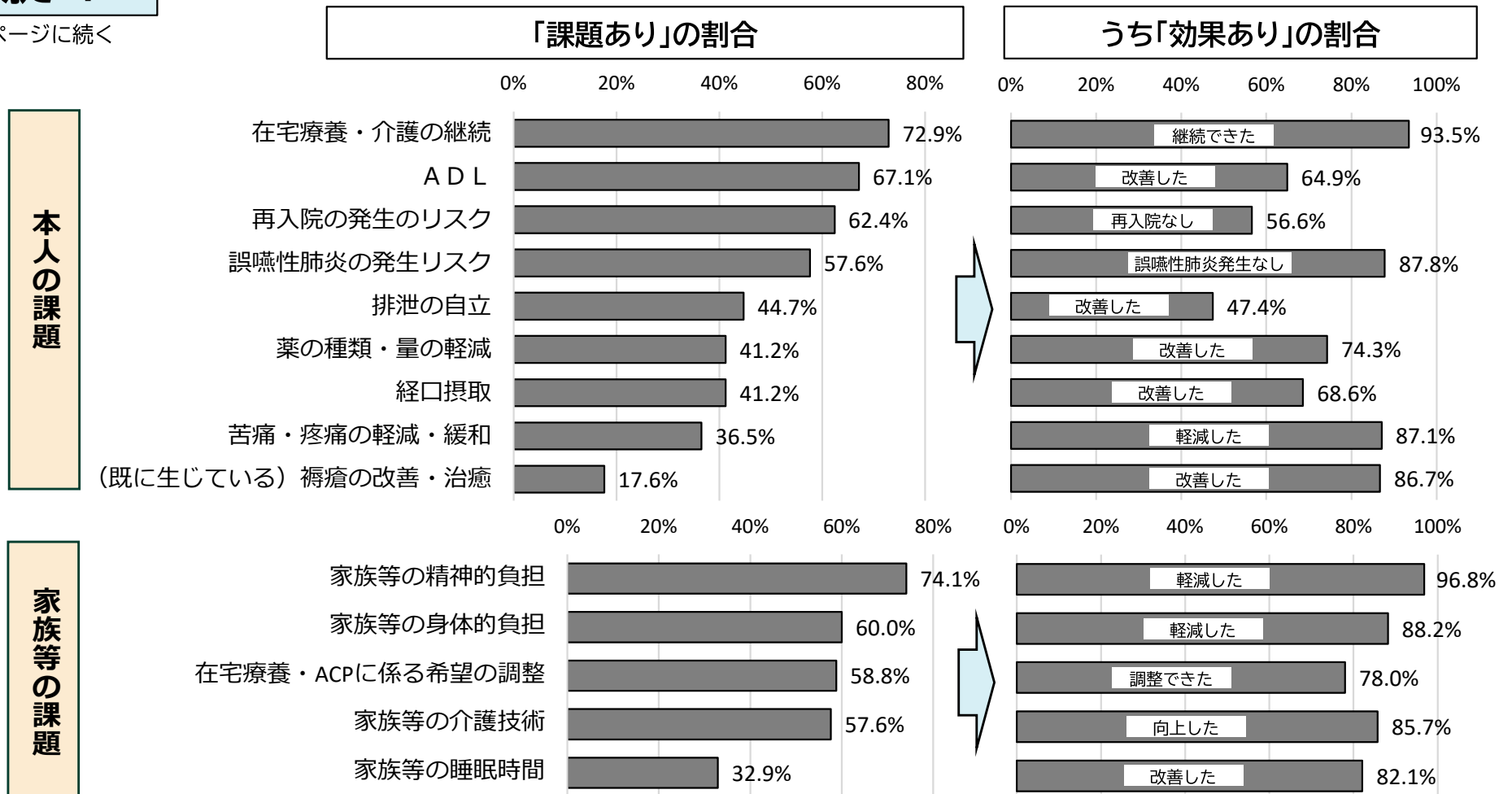
## 提言内容

■ 国及び自治体（都道府県・市町村）等は、看多機利用により在宅療養・介護が継続できたり、家族が就業を継続できたりする等の様々な効果（利用者・家族等の課題解決の効果）を、自治体・医療機関・介護支援専門員・国民・マスコミ等に周知し、国民の関心を高めつつ、看多機の設置拡大につなげていく必要がある。

## 根拠-1

※次ページに続く

<本人・家族等の課題の有無と、看多機利用による改善の状況（事業所評価）（n=85）>

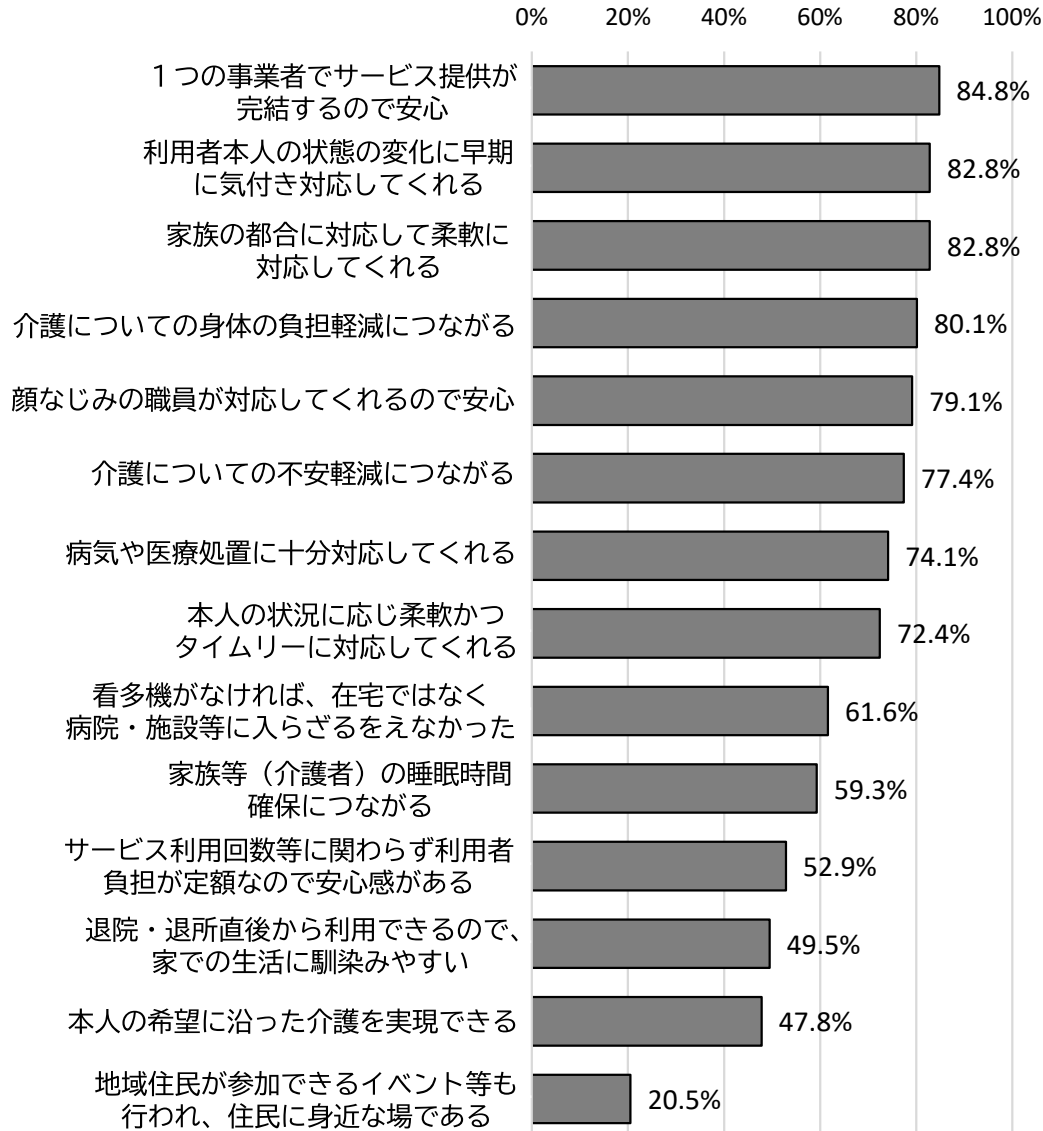


【出典】R7看多機等調査（個票）

## 根拠-2

- 家族等の評価は高く、様々な項目で効果を感じていた。

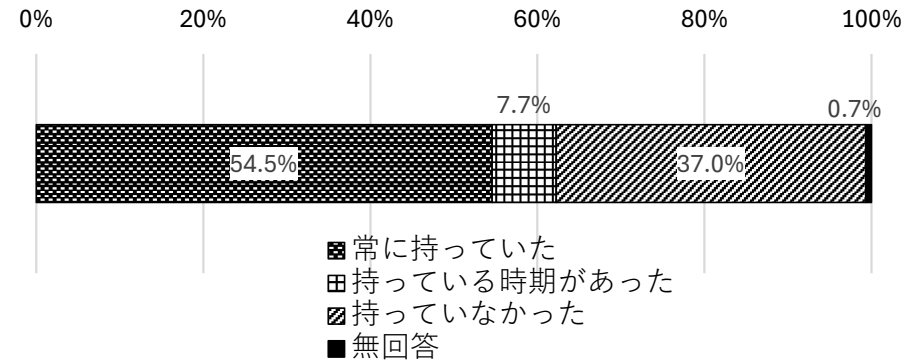
<家族等自身による評価 (感想) (n=297)>



【出典】R7看多機等調査 (家族票)

- 利用者家族の約62%は看多機利用中に仕事を持っていた (常に持っていた又は持っている時期があった)。

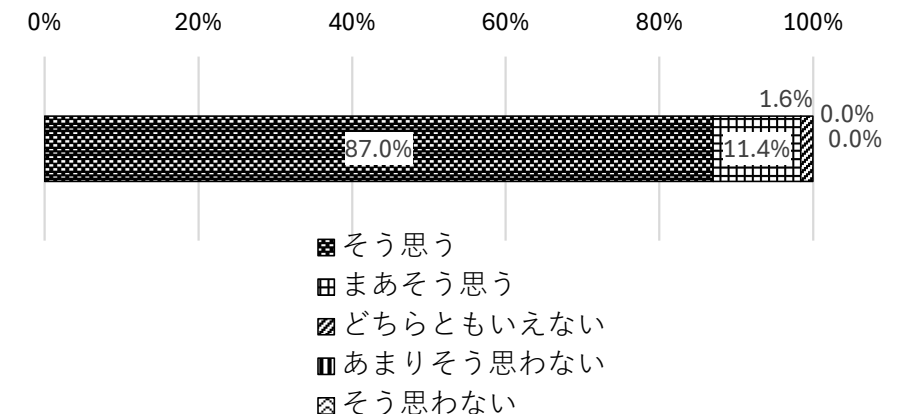
<看多機利用中の自身の仕事 (n=297)>



【出典】R7看多機等調査 (家族票)

- 看多機利用中に仕事を持っていた家族等の約98%は介護をしながら仕事を続けるうえで看多機が有効と回答。

<介護をしながら仕事を続けるうえでの看多機の有効性 (n=185)>



【出典】R7看多機等調査 (家族票)